

慶応義塾の経営学者〔下〕

——小高泰雄：経済性の経営学（経営法則体系論）——

東京農業大学（経営学）

表 富 吉

目 次

- | | |
|----------------------|------------------|
| I 経済性の経営学—小島三郎の解説— | III 批判的考察 |
| II 主著の概要 | (1) 「経営法則体系」論 |
| (1) 『経営経済学序説』（昭和17年） | (2) 「経済性の経営学」 |
| (2) 『経営経済学序説』（昭和21年） | IV むすび—経済哲学論の錯誤— |

I 経済性の経営学—小島三郎の解説—

本稿は、慶応義塾大学関係の経営学者の1人、小高泰雄の経営学説を検討しようとするものである。同大学の経営学者には、独自の個性ある理論主張をおこなっている者が多くいる。これをとりあげ、その概要をしり、批判的分析をくわえておくことが必要である。従来、慶応義塾の経営学者が学説研究の対象としてとりあげられたことは、ほとんどなかった。

小高泰雄（明治34—昭和44〔1901—1969〕年）の経歴は、昭和3（1928）年慶応義塾大学経済学部卒業、同年同大学院入学、昭和4（1929）年同学部助手、昭和12（1937）年助教授、昭和14（1939）年教授、昭和32（1957）年新設の商学部教授。

※ 論者は現在、東京農業大学生物産業学部教授の職にある。

※※ 本論文は、本誌『学術論文集（第21集）』に収録した、「慶応義塾の経営学者〔上〕」に続くものである。

小高泰雄の経営学説は、一種独特の個性ある理論構築を試みている。とりあえず、その概要を、弟子の小島三郎（「小高先生の『経営学説』について」）¹⁾に聞いてみよう。

小高学説の特性 ——① 留学〔昭和10—12年に独・英・米で研修〕以前の諸研究 小高が経営学を研究する以前の研究学科は、経済原論と景気変動論であった。しかし、小高は当時、大きな転換を余儀なくされた。大学当局は、学科および講座編成の必要性から、そのころ新たに注目を浴びだした原価計算論の研究を、留学する小高に委託したのである。

留学期間中、小高は景気変動論と経営学（とくに原価計算）を専門とした。

② 留学と小高の経営学 ドイツ留学中、ケルンにおける生活は、小高ののちの経営学体系と学風に大きな影響をもたらした。小高は、シュマーレンバッハを研究し、ゲルトマッハーおよびクラウスなどと親交をもった。

そのことは、経営学の対象「企業」の概念規定

〔企業とは独立の資本計算制度を有し、生産に従事する生産単位であるというもの〕をなさしめ、これを経営価値の経営学的観察の中心におかせることになった。

ケルンにおける研究生生活は、「景気変動論を一方の基底にしつつ、他方において原価計算などの経営価値計算論を展開する」という、小高の学風を形成した。

しかも、そのあいだ、小高に重要な影響を与えたものに、ニックリッシュがいる。小高は、ニックリッシュの社会経済と企業：経営経済との関係、経営学と国民経済学との関係に関する見解に興味をしめし、これを研究した。

その理論的影響は、小高の経済性概念などにみられる。小高が、シュマーレンバッハの影響を強く受けながらも生産性の概念を用いず、経済性概念を用いたところに、ニックリッシュとその後継者たちの思考とのつらなりがみられる。

経済性の定義 ——小高は、こういう。経済性は、経営組織と運営が合理的におこなわれ、これによって創成される財が、社会的需要に合理的に適合することにより、企業と社会経済との適正な関係が維持される度合いである。あるいはそれは、個別社会：企業が、その総合である全体社会の合理的発展と背馳することのないように、資本を利用する経営活動の成果の度合いである。

こうした経済性の定義はニックリッシュの概念規定を想起させるが、その根本には、さらにメンガー流の、あるいはこのメンガーの経済性に哲学的・認識論的構想の基礎をみいだした、杉村広蔵の主張に共通する思想が加味されていた。

つまり小高は、経済性概念を、行為の指導原理となり、理論的にも精密法則となると解釈した。

さて、留学中、小高は、狭義の原価計算の研究では、とくに原価単位計算にその熱情をささげている。その主題は、生産技術と計算技術の結合をめぐる研究であった。

③ 帰国後の小高と経営学 帰国後、小高がもっとも興味をもって読んだ著作の一つに、W. プリオンの『経済経営論』（Die Lehre vom Wirtschaftsbetrieb, 3. Bd., Berlin, 1935）全3巻があった。なかでも第3巻が、興味を中心であった〔もっともその巻は、プリオンの弟子にあたるリースター（Leaster）の執筆になるものである

が〕。

それにより小高は、社会経済体制と企業との関係を、具体的に企業組織・経営組織において展開する契機をつかむことになる。この関連で、小高の著作中もっとも注目すべき点は「経営法則の体系」である。これはさらに「統合合理性原則」「財務合理性原則」「技術合理性原則」「生活合理性原則」の4原則により組み立てられる。

要は、小高はこう考える。企業という構成体のうちで、個々人の諸要求と社会的諸要請をいかに合理的に結合させるか、これがまさに企業家・経営者の能力と責任である。この問題を、諸制約条件および諸要素結合の面から、科学的にモデル化し、現実の経営者責任と企業内の生活合理性を批判する。

以上が、科学としての経営学のとるべき方法である。

「実践的規範的科学」について ——小高のいう「実践的規範」は、絶対的価値規範とはまったく別のものである。彼は、絶対的価値規範の問題は科学の名のもとにとりあつかえないとする。つまり、科学の理論化のための規範と、絶対的価値規範とを峻別する。

いずれにせよ、経営法則の体系化という主張が小高学説の骨子となる。

④ その後の小高による研究の諸特質 昭和28-29（1953-1954）年を転期に、小高は変化をみせる。それは、1)政府の指導行政と企業の問題、2)アメリカ的管理とくにケース・スタディーの重視、3)産業経済的考察の重視という3点にまとめられる。

——小高経営学説の特質は、ニックリッシュ流の規範的経営観およびメンガー流の経済哲学論の合体から生じた「経営〔経済〕法則の体系化」にみいだせる。

筆者の論及は、その点を中心にすすめられることになる。それは当然、社会科学上の価値判断問題、経済哲学観につらなる議論となる。

II 主著の概要

(1)『経営経済学序説』（昭和17年）

① 経営経済をもって、生産経済における経済性の合理的実現のための経営法則の体系とすることが、小高の基本的態度である²⁾。

経営経済学における知識の体系化は、個別生産経済における経済性上昇の実際的要求を支点としている。経営経済学は、個別生産経済の経営上の法則を研究する学問である。その研究は、合理的評価活動を中心とする組織と運営上の法則の探究にほかならない³⁾。

したがって経営経済学は、実践科学あるいは実際の規範科学に属すべきものである。それゆえ、経営上の法則は、純粋の科学的法則を一定の実際的目的の達成のために統一しているのであり、事実の純粋な因果関係の体系的知識とは異なる。

経営法則の性質は、各個別生産経済間において、たがいに衝撃しあうことなく、全体的均衡の達成に貢献するものとなる。したがってそれは、単純な個体自衛の法則ではなく、社会的福祉に貢献するか否かの反省のくわえられた法則である。

国民経済の発展は、個別生産経済が、より高い均衡軌道に合理的に適応することによってのみ遂行されうるとともに、個別生産経済じたいもまた、かかる合理的適応によってのみその維持と発展をなしうるのである⁴⁾。

いまや、統制経済の発展にともなって、国家は国民全体の民族的使命達成の立場より、幾多の統制立法をもって、あるいは精神運動をもって経営活動を誘導しつつある。個別生産経済は、かかる全体的指導を経営内に反映させ、これに協力し、これをいっそう有効とすることを要する。

経営経済学は、かかる社会条件に照応すべき経営法則の発展を樹立すべきときである⁵⁾。

このように、昭和17年つまりあの戦争の時代に、小高学説すなわち「経営法則体系」論は、より具体的・現実的な学問上の「実践的規範」、いかえれば、当時における国民全体の民族的使命達成（大東亜戦争に勝利すること）を戴いていたのである。

② 経済性概念 —— 経済性概念は、純経済学的には、人間の行動がいかにかに経済原則に則っておこなわれたかをしめすものである。

最少の労費による最大効果獲得の原則は、現在の貨幣経済下の個別生産経営においては原価と市価との差として現れる。経営者の基本的思考は、原則として、その差の最大を中心として作用している。

市価は、当該給付を要求する社会の総合的評価

をいいあらわしているから、経済性は、原価以上に高い社会的欲望充足価値を有することによってのみ生じる。

経済性は、個々の生産活動が、これを総合統一している経済の成果実現の要求に合理的に参加する度合いを表明するものである。

つまり、全体社会が一財に対して認める経済性はいかにして構成されるかというに、それは、国家あるいは一族のごとき最高の社会集団の文化的生活目標の達成にいかにかに合理的に参加しているか、あるいはいかに均衡しているかを規準として決定されるのである⁶⁾。

ところで、経済政策は政治的文化的諸政策と結合して、徐々に新しい体制を構成し、国民経済全体に対する統制を強化するにいたった。最近の戦時統制経済がその速度を急激にくわえるにいたったことは明らかである。

かような客観的状況の変化は、経済性概念に対して大いなる転換作用をはたしつつあることは否定しえない。すなわちこれをもって、単純な経済上の概念としてではなく、その社会的性格が認識され、その立場から新たに個体の経済性と全体の経済性の問題が省察される。

ここで、個体経済と全体経済との関連は、単純な個別資本に対する社会資本の関連ではない。それは、生産単位としての社会集団と、一国の文化生活体を構成する全体社会との関連である⁷⁾。

したがって、社会的統制体の一要素として、全体の経済性に自己の経済性を一致させることをその任務として認めることは、現在の資本計算の立場よりすれば単純な倫理的事実として認められるかもしれない。だが、かかる行動原則の本質は、過去の経済的変動の体験より抽象された新たな規範であり、個体の維持と発展を保証するための必然的要請である。

経営経済学の求める経営上の法則は、かくして客観的事情の変動をそのまま必然的事実として受けいれ、個別経済の維持と発展を、単に資本計算上の立場よりみでの合理的組織形体たらしめる法則ではなく、全体社会の究極目標を実現しようとする社会機構の担い手としての行動原則でなくてはならない。

要は、個別経済は単なる投資機関ではなく、経済性を有する給付の生産機関である。そのもとに

において、利益は、経済性の現象形態として、換言すれば、個別経済が社会的欲求のためにおこなう創意と責任と努力の結果を表明するものなのである⁹⁾。

③ 統制経済下における企業経営形態 ——いまや統制経済下においては、これまで各個別生産経済の利益を指標として拡大再生産をおこなうべきものであったが、これを戦争目的遂行の国家的目的遂行におきかえ、人間の意志・計画にしたがって拡大再生産の構造が与えられることになる。

価格主義に対する計画主義の転換は、個別生産経済形態のうえに根本的变化を生じせしめるにいたった。それゆえ、経済性は、真に国家の要求する方面にしたがって発揮せしめるべきである。

またそのさい、観念的転換なくして、国民経済全体の再編成は到達できない。個人主義的営利原則より全体主義的公益原則への観念的転換は、組織化の完成の真髄をなすものである。

つづいて小高は、「経済新体制確立要綱」〔昭和15年12月7日閣議決定〕に言及する。同要綱は、あらためて統制経済下における企業経営者たるべきものの観念的基礎を表明したのである、と述べる⁹⁾。

④ 経営経済法則の体系に関する一般的考察 ——実践科学としての経営経済学は、社会科学として社会的諸条件の影響をつねに反映して、その内容理論を変化するにいたる¹⁰⁾。

統制経済は、経営法則全体の体系のうえにいちじるしい変化を生ぜしめた。それは、国家目的遂行のための全産業活動を統合しようとする経済政策に対して、個別経済の完全な協力が要求された事実による。

統制経済下においては、そのあらゆる経営法則が、究極においてつねに国家的利益に合一する、いわば、国民経済政策を実現する一手段にしてのみ存在意義を有している。

すなわち、個別生産経済における経営法則が国防経済的合理性を有するか否かは、経営の維持と発展を保障する究極の規範たるものである。したがって、これを統制経済下の経営法則の第一原理として考えうらと思う。

国防国家建設は、単に戦争に直接関係ある第一線軍需産業のみではなく、現存するほとんど全部の産業の活動力の緊張をつうじて達成されること

はいうまでもない。

換言すれば、経営が国防的合理性を有することは、いわゆる公益優先原理を表明するものである。公益優先原理は、単なる経済活動の軌範たるべきものではない。それは、自己意識にもとづく個の全に対する責任の理論的表現である。

統制経済が全社会人の経済行動を統制対象とする以上、あらゆる階級の人のかかる自己意識を喚起せしめ、公益優先を行動原則たらしめることによって、その目的を達しうるのである。

したがって、公益優先の原理は超経営的一般的規範である。かかる一般的規範より導かれて、経営における特殊的現実的規範となるものが、国防経済合理性にほかならない。

国防経済樹立の要求は、経済再編成に対する一般的命題である。これを達成するためには、経営の内部に作用するあらゆる機能に、その一般命題を浸透させ、これを総合的目標達成の軌道より逸脱することを防止するとともに、すすんで再編成による経済性を一層効果的たらしめることのなかに、その真の意義が存する¹¹⁾。

「経営〔経済〕法則」の体系は、こうなる¹²⁾。

- 1) 統合合理性……統制に対する自覚と均衡軌道の再編成の問題。
- 2) 企業財政合理性……資本の合理的配分と金融政策に対する協力の問題。
- 3) 生産技術合理性……作業能率上昇の技術的条件の分析。
- 4) 経営生活合理性……経営厚生政策の研究。

——1)の統合合理性に関する小高の説明を、すこし聞こう。

国防国家の建設を絶対命題として、各人各経営の協力が不可欠的要請である以上、経営の問題としては、いかにその成員が全体として自覚し、統制意識に合体するかである。

経営経済学は、統制経済下の経営法則として、社会均衡理論の経営学的認識の問題をとりあげることを要する¹³⁾。

⑤ 補論 ——国民経済概念としての経済性と経営概念としての経済性とを、意識的に調和させることのおかげに、統制経済の真の意義が存している。

高度国防国家の完成は、わが国の民族的使命の有する現実的課題である。この課題をはたすための経済性の意識的調和は、一面において、経済各部門の合理的均衡関係を樹立して景気変動を統制し、生産力拡充政策を完遂するとともに、他面、社会政策の遂行による労働問題の解決にむけられている¹⁴。

(2) 『経営経済学序説』(昭和21年)

① 『経営経済学序説』昭和17年〔戦時版〕と同じ名称の著作『経営経済学序説』昭和21年〔戦後版〕を、つぎにとりあげる。本著は、前著に色濃くにじみでていた「戦時」的性格をすっかりぬぐいさった内容にかわっている。

同名両著の章構成は、『経営経済学序説』昭和17年〔戦時版〕では、こうであった。

- 第1章 序論
- 第2章 生産経済の形態
- 第3章 生産経済の結合形態
- 第4章 統制経済下に於ける企業経営形態
- 第5章 経営経済法則の体系に関する一般的考察

これが、『経営経済学序説』昭和21年〔戦後版〕になると、昭和17年〔戦時版〕の第4章該当部分はなくなり、その第5章がくりあげられ、全3章の章構成にかわる。

この変更は、小高が、つぎのように述べていることに対応している。

——企業は、現代の社会経済をになう一大支柱である。しかしそれは単なる生産の機関ではない。その組織のいかん、その経営の方法は、経済問題はもとより社会問題、さらにはひろく一般文化問題と深く交渉している。企業のかかる社会的性格を正確に理解し、その根底のうえに設定される経営の法則こそ、企業の合理的発展の根拠をなすものである。

かかる意味における経営法則の体系を樹立することのなかに、小高は、経営経済学の学問的使命をみいだすというのである¹⁵。

——小高『経営経済学序説』昭和17年〔戦時版〕に出ていた特徴的な表現をひろってみよう。

戦時統制経済、国家・国民全体の民族的使命、全体主義的基礎、全体社会の究極目標、戦争目的遂行、国家的目的遂行、国家の要求、国家的利

益、国防的観点、国防経済的合理性、国防国家建設。

公益優先原理が超経営の一般的規範となり、経営における特殊の現実的規範は、国防経済合理性である。国防経済樹立は絶対命題。高度国防国家の完成は民族的使命→現実的課題。生産力拡充政策。

あの戦争の時代、小高「経営経済学」は、そのとき対面していた社会的条件に直接照応する「経営法則体系」論を展示していた。当時、小高学説は、時代の動向、客観的状況の変化が必然的要請となって、当然自分の研究方法の基底である哲学観のうえに重大な変化を生ぜしめたといっていた。その結果、戦争の時代における「経営法則体系」論は、国防経済的合理性というものを統制経済下における経営法則の第一原理に位置づけていた。

ところが『経営経済学序説』昭和21年〔戦後版〕は、そうした「戦時」的性格を払拭し、こんどは、敗戦後の日本経済にもたらされた一般的社会状況に照応させるべく、その性格の変化をはかることになった。

『経営経済学』戦後版は、こう述べている¹⁶。

経営経済学は企業経営の法則を研究する学問である。

企業は社会経済内に於いて各々独立性を有する経済である。

かゝる独立性を有する企業の維持と発展は其の提供する財が経済性を有することによって可能となるのである。こゝに謂ふところの経済性は経営組織と運営が合理的に行はれこれによって創成せられたる財が社会的需要に合理的に適合することにより、企業と社会経済との適正なる関係が維持せられる度合を表明するのである。

合理的な組織と運営の原則は企業の社会的意義に対する十分の理解に立脚した合理的なる措置に従って実現せられるのであって、それは単に原価と価格の二つの計算量の差の最大を希求する計算的思考より直接導かれるものではない。……現代の統制資本主義経済下に於いては漸次に前記の合理的なる経営経済性を根拠としてのみ利益の妥当性は承認せられるに至ったのである。従って形式に於いては何れも価値量の差額の上に経済の維持と発展の根本条件を求めながら、其の差額の有する意義其の根拠につい

ての認識に本質的に変化するに至ったことが認められるのである。

斯様に経営上の法則は経済性を実現せんとする実際目的を達成する為めの方法に外ならぬ。かく一定の実際目的を達成する為めの法則を探求することは経営経済学の学問的性質を他の純粹科学的法則を追及せんとする学問より区別するものである。経営経済学に於ける知識の体系化は生産経済に於ける経済性上昇の実際要求を支点としてゐる。経営経済学はこれがために純粹科学的法則をこの実際目的達成のために統一してゐるのであって事実の純粹なる因果関係の体系的知識とは異つてゐるのである。従つてそれは実践的規範的科学に属すべきものであると考へる。

戦争の時代には、「社会的条件」との照応関係において、いさましくとなえられていた「国防経済的合理性」、そしてこれを反映する「経営法則体系」論は、敗戦後、いつのまにか切除されているのである。

しかし、戦後版においても、「実践的規範的科学」である「経営経済学」は、「経営法則体系」論と、これをつらぬく「経済性」論とをともに堅持している。

② 経済性 ——これは、経済が給付をとおして社会的に欲望を満足する手段を提供し、社会がこれを評価することによって決定される。経営者の思考は、この社会的評価と経営給付の評価との差額を最高にすることを期している¹⁷。

③ 経営法則 ——これは、単なる物的組織あるいは資本組織の法則ではなくして、物的組織をとつて、人と人との関係を一定の目的に統一する法則としての性質を有するものである¹⁸。

経営法則の性質は、各個別経済である企業間においてたがいに衝撃しあふことなく、全社会経済の調和ある発展に貢献するものである。したがつてそれは、単なる個体自衛の法則ではなくして、社会的福祉に貢献するか否かの反省をくわえられた法則である。

かかる有機的関連の認識を根拠とするかぎり、経営法則は不断に社会経済的思考に立脚して発展していきべき性質のものである。新しい経済事実の発展に直面し、いかに商機を確保するかが問題となるのではなくして、これにそれぞれの個体が

いかに合理的に適合することによって、個体と全体とがともに発展しうることが問題となる。

日本はいまや終戦以来、経済状態が急激な転換をしめしつつある。これに対処すべき方策として、新しい経済秩序を構成し、これによって諸種の経済的悪条件を克服し、もつて民生産業を中心とする平和的産業機構の完成を期しつつある。

されば、各個の企業も、かかる全体的社会経済の要請を経営内に反映させ、これに協力し、これをいっそう有効にすることが絶対命題となっている。経営経済学もかかる事態に照応すべき経営法則を樹立すべく要請されているのである¹⁹。

④ 以上のように、小高の「戦後」発言は、経済性「論」と経営法則体系「論」に関していえば、抽象議論〔→理論「発言」〕としてみると、これは戦時中のもつとかわりがなく、同一の論旨である。

そこで変化している点は、「新たな経済事実の発展に直面して」、「経営法則は不断に社会経済的思考に立脚して発展していきべき性質のものである」というところにみられる。

その新しい経済事実、すなわち敗戦後日本に生じたそれは、「平和的民生産業機構の完成を期する」ことであつた。

かつては、「戦時」版「国防経済的合理性」論に結着していた、小高の「経済性」論：「経営法則体系」論であつたが、こんどはそれから離脱し、「戦後」版「民生産業＝平和的産業機構完成」論に、同じその「経済性」論：「経営法則体系」論は結着しなすのである。

⑤ なお、小高『経営経済学（第1部）』（昭和23年）の叙述は、『経営経済学序説』（昭和21年版）とかわりない。さらに小高『経営経済学総論』（昭和25年、増訂版昭和26年）は、大幅に書きあらためられてはいるが、基本主張に変化はみられない。

Ⅲ 批判的考察

(1) 「経営法則体系」論

小高が「経営〔経済〕法則の体系の主張」として述べている内容を、『経営経済学序説』の戦時版と戦後版で比較対照してみよう。つぎの表を参照したい。両著のあいだに生じているちがいは、「統合合理性」原則の項目にある。ほかの諸項目にちがいはない。

表 経営法則体系の比較内容

原則	『経営経済学序説』昭和17年	『経営経済学序説』昭和21年
統合合理性	(i) 統制意志に対する自覚の問題、組織に於ける指導の体系化 (ii) 国防経済均衡軌道編成の問題 (a) 社会経済に於ける均衡関係認識 (b) 経営最適規模の再検討 (c) 経営比較に対する規準 (d) 技術研究の成果の公開 (e) 経営給付転換	(i) 企業統制職能の社会的総合組織化 (ii) 企業形態 (a) 資本組織形態……企業資本蒐集, 管理, 利益配分の社会的様相 (b) 経営組織形態……経営系列の整備, 労働組合の影響, 技術の利用の様相
財務合理性	(i) 資本調達……創業, 拡張資本計算の問題 (ii) 資本構造……確実性, 流動性, 収益性 (iii) 資本回転……原価要素評価, 給付評価, 経営経済性評価, 適正利潤の問題 (iv) 利益処分の問題	昭和17年〔戦時版〕と同じ 注) 生活合理性原則の(iv)はない。
技術合理性	(i) 研究制度の問題 (ii) 管理組織の問題 (iii) 計算制度の問題	
生活合理性	(i) 労務に対する報償の問題……支払賃銀と支払形式, 利益処分による賃銀部分と其の利用方法, 配給機構 (ii) 経営に於ける安全設備の問題 (iii) 経営生活の社会性……機能の有機的関連に対する認識, 経営に於ける余暇と社交機会の問題 (iv) 生活指導……家庭浄化運動の問題 ^{注)}	

『経営経済学序説』両著(「戦時版」と「戦後版」)のあいだに生じているちがいは、「統合合理性」原則の項目にしかないわけだが、いうまでもなく、そのちがいは、戦争の時代と平和の時代とのあいだに介在する「1945(昭和20)年8月15日」を契機に生じている。

「実践的規範的科学」としての「経営〔経済〕学」における知識の体系論は、生産経済における経済性上の実際要求を支点としており、これがために純粹の科学的法則をその實際目的達成のために統一しているのであって、事実の純粹な因果関係の体系的知識とは異なっていた。

そうだとすれば、経営法則体系論のうち統合合理性原則にかぎる話ではあるが、『経営経済学序

説』昭和17年〔戦時版〕のほうが、より具体的・現実的な「実践的規範」をかかげていた。これに対し、同書昭和21年〔戦後版〕のほうは、その点があいまい化し、より抽象的・一般的な説明内容になっている。

戦争の時代は、個別経済に対する全体経済の、企業経済に対する社会経済の意志が、より明快に提示されていた。いわく「統制意志」「指導の強化」「国防経済」など。これはより主体的であり、かつまた被強制的なとらえかた、表現である。それにくらべて戦後の時代のものは、その「主体」面に対する経済「全体」の関連が希薄である。

前後して、まったく同じ「経営法則体系」論〔そして「経済性」論〕がとなえられているけれ

ども、その実は、いかなる「社会経済」的实践規範とつらなるかによって、その性格を大きく異ならせている。

そこにみとれる「研究方法の基底である哲学観」の変化は、いったいどのような「客観的状態の変化」や「必然的要請」によって生じたのか、この点に対する納得のいく説明を小高は与えていない。

時代がかわった。社会経済理念もかわった。哲学観もかわった。だから実践的規範もかわる。しかし、社会科学としての経営〔経済〕学は、そうした時の流れのさしめず変化を、ただそのまま受容するだけでよいのだろうか。

結局、社会学者である小高泰雄、経営学者としての彼は、自分の学問をもってあの戦争の時代をどのように生きてきたのか、問われることになる。

「大東亜戦争」（当時の日本がわの呼びかた）「太平洋戦争」（アメリカがわの呼びかた）という出来事は、ただごとではなかった。日本関係では3百万人が犠牲になったし、アジア諸国では2千万人が被害者として命を落とした。

その戦争の時代、この国が経営経済学に垂範した強制的要請「国防経済的合理性」というものが、小高学説の根本性格「実践的規範的科学」を方向づけていた。「経済性」論も「経営法則体系」論も、そのような方向づけにしたがっていた。

ところが敗戦後は、そのような理論志向はいともたやすく放棄され、こんどは「民生産業＝平和的産業機構完成」論が「実践的規範的科学」の指針となって登場する。ここでは当然、小高学説の学問理念における「観念的転換」の意味が問われねばならない。

(2)「経済性の経営学」

小島三郎は、小高の「財政」概念はニックリッシュの規定を想起させるに十分であるがと述べながら、その根本思想には、さらにメンガー流の、あるいはそのメンガーの経済性に哲学的・認識論的構想の基礎があるとも述べていた。くわえてそこには、杉村広蔵の「経済哲学」論に共通する思想が加味されているとも述べていた。

筆者は、こうした解釈の真意をさぐるために、杉村広蔵『経済哲学の基本問題』（昭和10年）を参

照してみた。

——経済性原理によって厚生経済学を支持すべきことは、この原理が経営原則として妥当性を有するという意味からも理づけられる。厚生経済学は、人類社会の合理的経営〔経済的経営の合理性〕を問題としている。

経済性原理は、行為の实践的準則として経験されると同時に、ながい妥当価値を表明する合理的秩序としても経験されている。そこに経済性原理の客観的妥当が合理化されていく姿相がみだされる²⁰。

そこで問われるものは、意味関連としての客観化にほかならない。

経済性原理の客観的妥当を問うことにより、相対的全体をつくりあげて、経済哲学的領域を確立しなくてはならない。したがって、経済性の原理を経済生活の内在的ア・プリオリであると解釈して、リッケルトにならってこれを経済的文化価値というように観たとしても、必ずしも方法論上の誤謬を犯すものとは思われない²¹。

メンガーの経済性原理は、現象理論の拘束からぬけだして、実践理論の要求を率直にいいあらわし、それによって経済的価値生活の理念を指示したことは、経済哲学の根本問題をとらえたものだといえる。

その経済性の原理は、自然法則的直観を概念的に、当為の必然性をもってあらわそうとしたものにほかならない²²。

また、経済性の原理には、超個的全体的意味がある。主体的真实性を中心とした経済性原理は、実践の当為たる性格から、その客観的妥当の条件として「社会性」と「歴史性」とをもち、したがって、かの歴史哲学的普遍性の内面的構造をそなえている²³。

メンガーの経済性は、経済実践の真实性をさし、経済実践における主体的真实性なのである。経済性というのは、経済そのものの構成的原理であって、経済学の限界概念だといってもよい。

相対的関連のもとに、経済一般を全体の全体として、統一の統一としてまとめること、これが「経済哲学の基本問題」のなすべきところである²⁴。

小高の「実践的規範的科学」としての「経営経済学」が、「経営法則体系」論と「経済性」論を展開するさい、これらを支持することになる哲学的

・認識論的根拠は、小島三郎が指摘するように杉村広蔵の「経済哲学」論である。

小高経営学説は、その杉村広蔵の「経済哲学」を本質論的基礎に使い、そのうえで、シュマーレンバッハ、ニックリッシュ、プリオン（リースター）などの経営経済学を材料に理論展開する。

小高『増訂経営経済学総論』（昭和26年）から引用する。前述の杉村「経済哲学」論とよく比較しながら読むべきものである^{25）}。

経営経済学の求むる経営上の法則は、個別経済の維持と発展を単に資本計算上の立場より見ての合理的組織形態たらしむる法則ではなくして、全体社会の厚生を実現せんとする社会機構の担い手としての行動原則でなくてはならぬ。

我々は経済性を以って個別社会たる企業が其の総合たる全体社会の合理的発展と背馳することなき様に行ったところの生産活動の成果の度合を表明するものであると定義したい。各個企業が経済性を基礎として其の経営を行ふ限り、そは単に個々の企業の発展のみでなく産業的攪乱、社会的貧困化を極力防止し得て全社会の経済的福祉を持続的に増進せしめ得るのである。かかる成果の中にこそ真の企業経済の発展を見るべきであらう。然し現実の企業は必ずしもかかる観点に立って、経営を行ふものではない。否寧ろ其の収益性を排他的に擁護するが為め其の全体の結果は却って社会の発展を停滞せしめ、或はこれを逆行せしむる結果をすら齎らすことがある。従って経済性の上昇を基底として構想せられた経営法則の体系は現実の企業経営活動を批判すべき規範概念である。

惟ふに経済性は経営収益の本質をなすものである。其の収益は現代の社会に於いては経済性の現象形態である。しかし現象は屢々本質と矛盾して現はれる。

——小島三郎の解説では、小高は「科学の理論化のための規範」と「絶対的価値規範」とを峻別する態度をとっていた、とされている。

しかし、前節(1)における検討からもわかるように、「経営法則体系」論や「経済性」論は、「企業の歴史的な発展を省察する立場より導かれた規範である」というところにおいて、従来の「規範学説」とは異なるものがある^{26）}にもかかわらず、結局、その主唱は「歴史性」「社会性」において重大

な難問をふくんでいる。

なぜなら、小高は、自説「経営法則体系」論を「科学の理論化のための規範」論として活用しようとするが、その「規範」の最終的よりどころ→基準・観点を、その時どきの社会環境、社会経済そのもののありかたに、無批判的・無条件的に求めるにすぎなかったからである。

その結果、小高学説の「規範」は、これが対面している各時代がさしめした主要理念を、わけもなくそのまま受認してしまう立場をとるはかなかった。

小高においては、特定の時代におけるある社会理念→時代思潮が、直接「絶対的価値規範」となる。これが、彼の「科学の理論化のための規範」を定めていた。

小高の経営経済学における「実践的規範」に、特定の時代に現象している「絶対的価値規範」を批判する問題意識はない。

小高はいう^{27）}。

経営経済学者が現実を取り上げた場合に、かかる規範を中心として常に現実を批判し、かかる規範の実現に導くといふことが、経営経済学者の実際界に対する活動の意義なのである。

その「かかる規範」というものは、これをもって批判しようとする相手、つまり、その時代の「絶対的価値規範」と無縁ではなかったはずである。その意味では、彼のいう「批判」は徹底しえないし、不全なものになるはかなかった。

あの戦争の時代、これに対面していたさいの小高の態度「表明」でもわかるように、彼の批判していた相手は「時代の流れ」や「体制じたい」ではなかった。むしろそれは、当時の経済現実に奉仕しえないような〔と彼が判断していたところの〕「経営経済学」の性格であったのである。

それと同時に、小高は、経営経済学が研究対象とする「経営経済（企業）」の、その当時におけるありかたに対する批判もおこなうといっていた。

小高のいう「社会的矛盾の克服」^{28）}とは、「戦時」という次元における体制の課題を意味するものではなかったか。だが、その体制のいかんは、所与のものとされていた。

IV むすび—経済哲学論の錯誤—

小高はいつていた。経営経済学は、生産活動を

して、社会のより合理的発展を実現するための要請に答える法則を展開しようとする。それは、単なる経営者の学ではなく、生産の学である。

企業を対象とし、その経営上の法則を研究すべき経営経済学の社会的意義は、企業目的を実現しようとする実際目的を達成するための方法を探求することである。

斯学は、実践的規範的科学に属すべきものである²⁹⁾。

——小高学説の追究しているものは、「経営法則体系」論「経済性」論にかかわる「科学の理論化のための規範」であって、この「規範」が社会経済の次元においてさらにどのような課題を体制上もつのか、というところまではいかない。というのも、これは所与の課題であったからである。

どのような学問であれ、またこの学問がどのような立場に立つのであれ、学問の基本的使命であるはずの「体制批判」に到達しえないものは、学問とよぶ資格を欠く。

「経営経済学の批判的性格」³⁰⁾に対する小高の態度には、疑問が生じて当然である。

あの戦争の時代（太平洋戦争：大東亜戦争）は実は、小高自身の学問理念→「経済哲学」流の「経営法則体系」論、「経済性」論に反する経済・経営事態を生起させていた。だが、これを、小高は批判していない。彼にこの批判意識はない。

「社会のより合理的な発展」[とその実現]のための「経営経済学」なのであれば、あの戦争の時代に存在していた「社会的矛盾の克服」どころか、その逆の、その時代情勢にともかく全面的に協力するだけの「研究者の主観的な価値判断」³¹⁾というものは、「企業の歴史的発展を省察する立場より導かれた規範」の真価を疑わせる。

結局、1945（昭和20）年8月15日まで、小高は、それまであった「戦時」体制理念を、「絶対命題」[いいかえれば「所与」]とうけとめていた。それは具体的には「国防経済的合理性」と表現されており、これに奉仕すべき「経営法則体系」論、「経済性」論を論じていた³²⁾。

それでも小高の学説は、「実践的規範的科学」として、戦後の時代に生きつづける。敗戦以降も、この「科学」は「経営法則体系」論と「経済性」論をしたがえていた。

【付説】 小高『経営経済学序説』（昭和17年版）の第5章「経営経済法則の体系に関する一般的考察」の初出は、『三田学会雑誌』第35巻第1号昭和16年1月である。

小高『経営経済学全』（昭和18年版）には『経営経済学序説』（昭和17年版）のその第5章は収められていない。この昭和18年版は全4章の構成〔昭和17年版の第4章までと同じ〕である。

小高『経営原論』（昭和33年）は、「経営法則」の体系をつぎのように要約している。

経営法則 — 基本的管理法則：計画原則，組織原則，統制原則
機能的な管理原則：総合原則，財務原則，生産原則，人事原則

注

- 1) 小島三郎「小高先生の『経営学説』について」、小高泰雄博士還暦記念論文集・慶応義塾経営会計研究室編『経営組織と計算制度』中央経済社、昭和39年。小高泰雄の経営学関係の主著は、つぎのとおりである。
『経営経済学』慶応出版社、昭和14年。『経営経済学序説』慶応義塾出版局、昭和17年。『経営経済学全』慶応出版社、昭和18年。『経営経済学序説』霞ヶ関書房、昭和21年。『経営経済学（第1部）』泉文堂、昭和23年。『経営経済学総論』泉文堂、昭和25年。『経営経済学新講』経営経済研究所、昭和28年。『経営原論』経営経済研究所、昭和33年。『経営学教材』経営経済研究所、昭和36年。『経営学—課題と方法—』東洋経済新報社、昭和42年。
- 2) 『経営経済学序説』昭和17年、序。
- 3) 同書、15頁、10頁、19頁。
- 4) 同書、15-17頁。
- 5) 同書、17-18頁。
- 6) 同書、30-32頁。
- 7) 同書、38-39頁。
- 8) 同書、41-42頁、40頁。
- 9) 同書、171-174頁。
- 10) 同書、209頁。
- 11) 同書、216-218頁。
- 12) 同書、223頁。
- 13) 同書、225頁、229頁。
- 14) 同書、315-316頁。
- 15) 『経営経済学序説』昭和21年、序。
- 16) 同書、13-16頁。
- 17) 18) 同書、16頁。

- 19) 同書, 17頁。
- 20) 杉村広蔵『経済哲学の基本問題』岩波書店, 昭和10年, 301頁, 173頁, 162頁。
- 21) 同書, 159頁, 151頁, 149頁。
- 22) 同書, 145頁, 142-143頁。
- 23) 同書, 125頁, 123頁。
- 24) 同書, 109頁, 89頁, 79頁。
- 25) 小高泰雄『増訂経営経済学総論』泉文堂, 昭和26年, 73頁, 63頁。
- 26) 同書, 13頁。
- 27) 同書, 14頁。
- 28) 同書, 13頁。
- 29) 同書, 15頁, 3頁, 9-10頁。
- 30) 同書, 14頁。
- 31) 同書, 13頁。
- 32) 小高学説については, 裴 富吉『日本経営思想史—戦時体制期の経営学—』マルジュ社, 1983年, 第4章「事例分析」17小高泰雄も参照されたい。